

[事案 24-19] 解約無効・保険金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

保険契約の解約に関し、手続き時には契約者の意思能力がなかったとして、解約手続きの無効、および、解約後に発生した被保険者死亡による保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。(申立人：死亡保険金受取人である元妻)

<申立人の主張>

契約者兼被保険者である元夫は、離婚（平成 23 年 2 月末）後に保険を解約（同年 4 月）し、自殺（同年 4 月末）してしまった。しかし、①解約は契約者の父親が強く希望して主導していたこと、②契約者は、「保険は解約せず、子供たちのために残してやりたい」と言っていたこと、③契約者は 1 年以上精神科に通院していたこと、④契約者の判断能力の有無につき、医師が「無いもの」と推測、低下していた、分からない」と診断をしていること、⑤契約者がうつ病であることを募集人は把握していたこと、等により、解約には疑問や矛盾があるので、解約手続を無効にして死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、契約者には、本件契約の解約に関する意思能力が十分にあったと考えられるため、解約手続は有効であり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の解約手続時、募集人が契約者に対し契約を解約してもよいかを尋ねた際、契約者は、はっきりとした口調で「いいよ。」と回答している。
- (2) 契約者は、自分に収入が無い状況や、解約当時、本契約の保険料は契約者の父が負担しており、その父が保険料をこれ以上負担できないと言っていた状況について認識していたものと考えられ、自分が加入している保険契約を解約するという判断を行うことは十分に合理的であると評価できる。
- (3) 解約請求書の記入日時点前後の状態を示す診断書には「疎通は問題なく、日常会話に支障はなかった」、「金銭あるいは他の事柄に関する判断能力の有無はわからない」との記載があり、契約者に、解約を判断するだけの意思能力がなかったことの証拠とはならない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張の法律的根拠を、契約者による解約が意思能力を欠いた状態でなされたことを理由とする、解約の無効と解し、当事者から提出された書面の内容等に基づき審理した。審理の結果、下記理由により、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号に基づき、裁定打切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 「意思能力」とは、「自分の行為の結果を判断することのできる精神的能力」であり、これを欠く状態でなされた法律行為は無効と解されているが、本件解約がなされたのは平成 23 年 4 月 4 日から同月 11 日までの間のことであるから、その当時における契約者の精神的能力が問題となる。この点に関し、下記のとおり、平成 23 年 4 月当時の契約者の精神的能力が、自分の行為の結果を判断することのできない状態にあったとまで認定することは困難である。
 - (a) 平成 23 年 6 月付診断書では、診断名は「適応障害・抑うつ状態」とされており、直ちに意思能力の喪失につながるものではなく、平成 23 年 4 月 12 日から同月 30 日までの同病院における入院中、「疎通は問題なく、日常会話に支障はなかった」とさ

れている。

(b)平成23年7月付診断書では、診断名は「うつ状態・統合失調症様状態」とされ、「本人の是非弁別の判断能力は極めて乏しいか、ないものと推測」との記述が見られるが、契約者は、当該クリニックには断続的にしか来院しておらず（しかも、平成22年12月20日が最後の来院となっている。）、上記推測の具体的根拠は乏しく、平成23年4月当時の契約者の精神的能力を証明する内容ではない。

(c)平成23年8月付診断書では、診断名は「適応障害・抑うつ状態」とされており、直ちに意思能力の喪失につながるものではなく、平成23年4月中旬頃の「本人の思考判断力は低下しており」との記述が見られるものの、「この判断力とは入院同意に関してのみであり、金銭あるいは他の事柄に関する判断能力の有無は分からない」と記述されている。

(2)よって、本契約の解約当時における契約者の精神的能力が、自分の行為の結果を判断することのできない状態にあったかどうかは、全医療記録を取り寄せ、鑑定人による鑑定を実施してみなければ明らかにならず、当審査会の能力を超えるものであり、裁判所における訴訟手続において判断されることが適切である。